

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 28 年 2 月 1 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500878号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500252号

第1 結論

請求期間①から⑤までについて、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年10月1日から平成25年8月1日まで
② 平成24年11月22日
③ 平成25年2月25日
④ 平成25年5月24日
⑤ 平成25年7月2日

A社に勤務した期間のうち、平成24年10月1日から平成25年8月1日までの期間と、平成24年11月22日、平成25年2月25日、同年5月24日及び同年7月2日に支給された賞与の記録が、いずれも厚生年金保険の保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該期間を、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求期間①から⑤までに係る請求者の賃金台帳により、請求者は当該期間において、同社から給与及び賞与の支給を受けていたことが認められる。

しかしながら、上記賃金台帳及びA社の回答により、請求期間①に支給された給与及び請求期間②から⑤までに支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間①から⑤までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500786号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500253号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和56年8月21日から同年12月1日まで

私は昭和53年9月21日にB社に入社し、昭和55年2月22日に関連会社のC社に異動し、昭和56年8月21日からは、B社と同じ場所にあったA社に勤務していた。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、請求者はC社を昭和56年8月20日に離職し、A社において同年8月21日に資格取得していることが確認できることから、請求者が請求期間において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社の事業主は、人事及び経理関係については会長及び経理担当役員が行っており、自身は関与していなかった旨陳述しているところ、当該会長は居所が確認できず、経理担当役員に照会するも回答が得られないため、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

また、請求者が、自身と近接した時期にC社からA社に異動したとする同僚及び請求者が経理担当者であったとする従業員についても、請求者同様、C社における厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、A社において厚生年金保険被保険者資格を取得するまでの期間に空白があることが、オンライン記録により確認できるところ、住所の確認できた3人に照会したものの、回答が得られないことから、当該期間に係る保険料控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。